

令和 2年 3月 31日

筑 波 大 学

## 本学職員の懲戒処分について

令和2年3月31日付けで、本学の事務職員（40歳代男性）を下記のとおり懲戒処分しましたので、お知らせします。

### 記

#### 1 処分の内容

懲戒解雇

#### 2 処分事案の概要

被処分者は、平成29年6月から令和元年7月までの間において、扁桃腺炎、急性胃腸炎などに罹患しているとの診断書計22通を偽造し、不正に病気休暇※1及び病気休職※2を計107日4時間30分にわたり取得した。

なお、給与の不正受給分（約190万円）については、すでに返納されているため、刑事告訴は行わない。

※1病気休暇・・・給与が100%支給されるが、連続して90日を超えて取得できない。

※2病気休職・・・初めの1年間の給与は80/100が支給され、2年目以降は支給されない。  
取得上限は3年間。

以 上

#### 学長コメント

本学の職員がこのような事態を起こしたことは極めて遺憾であり、関係者の皆様に心からお詫び申し上げます。

今回の事態を真摯に受け止め、国立大学法人職員としての社会的責任の重さを認識すると共に、本学職員に対し、サービスの保持に対する意識の向上及び再発防止に向けた更なる啓発活動を行い、社会的信頼の維持・向上に努める所存です。

国立大学法人筑波大学

学長 永田 恭介